

## 規 則

公立大学法人埼玉県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

### 埼玉県規則第二十七号

公立大学法人埼玉県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人埼玉県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成二十二年埼玉県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条から第八条までを次のように改める。

第五条から第八条まで 削除

第二十条中「当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める」を「中期計画に定めた」に改め、同条各号を削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第五条の規定は、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）に係る令和六年四月一日以後に開始する地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十五条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の事業年度の同法第二十七条第一項に規定する年度計画（以下「年度計画」という。）について適用し、法人に係る同日前に開始した中期目標の期間の事業年度の年度計画については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第二十条の規定は、法人に係る令和六年四月一日以後に開始する中期目標の期間における地方独立行政法人法第十一条第一項に規定する評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価を受けるための報告書について適用し、法人に係る同日前に開始した中期目標の期間における評価委員会の評価を受けるための報告書については、なお従前の例による。